

## つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、宇治市文化芸術振興条例（令和元年宇治市条例第25号。以下、「条例」という。）及び条例第9条に基づき策定した宇治市文化芸術振興基本計画（以下、「計画」という。）の目指す姿である「文化芸術がつむぐ ひと・まち・みらい」の実現のため、宇治の豊かな歴史と文化を未来に継承し、自主的かつ創造的な文化芸術活動に要する経費について、宇治市補助金等交付規則（昭和48年宇治市規則第19号。以下、「規則」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、宇治市内に活動拠点を置き、構成員に宇治市民を含む団体が、宇治市内で実施するもののうち、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術に関するアウトリーチ活動であって、文化芸術の継承や活動者の育成に資するもの。
- (2) 社会福祉施設等における文化芸術に関するアウトリーチ活動であって、文化芸術体験の充実に資するもの。
- (3) 地域における文化資源を活用した文化芸術活動又は事業であって、特色ある文化芸術の創造及び地域の活性化に資するもの。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの。

### (補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から当該補助事業に係る収入を減じた額に、補助率を乗じて得た額と、補助限度額を比較し、いずれか少ない額を限度とする。

- 2 補助金の額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 交付決定を受けた者が、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、その旨を所定のつむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金交付申請取下届出書により、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(変更及び承認)

第8条 交付決定を受けた者が、事業計画の変更をしようとするときは、つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 事業収支決算書(様式第7号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和5年5月15日から施行する。

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
第2条各号に掲げる事業	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、その他補助事業の実施に要する経費。ただし次に掲げる経費を除く。 (1) 人件費、団体運営費、その他の経常的な経費 (2) 個人への給付を目的とした経費 (3) 食糧費 (4) 上記のほか、補助対象経費として不適当と市長が認める経費	2分の1以内	100千円